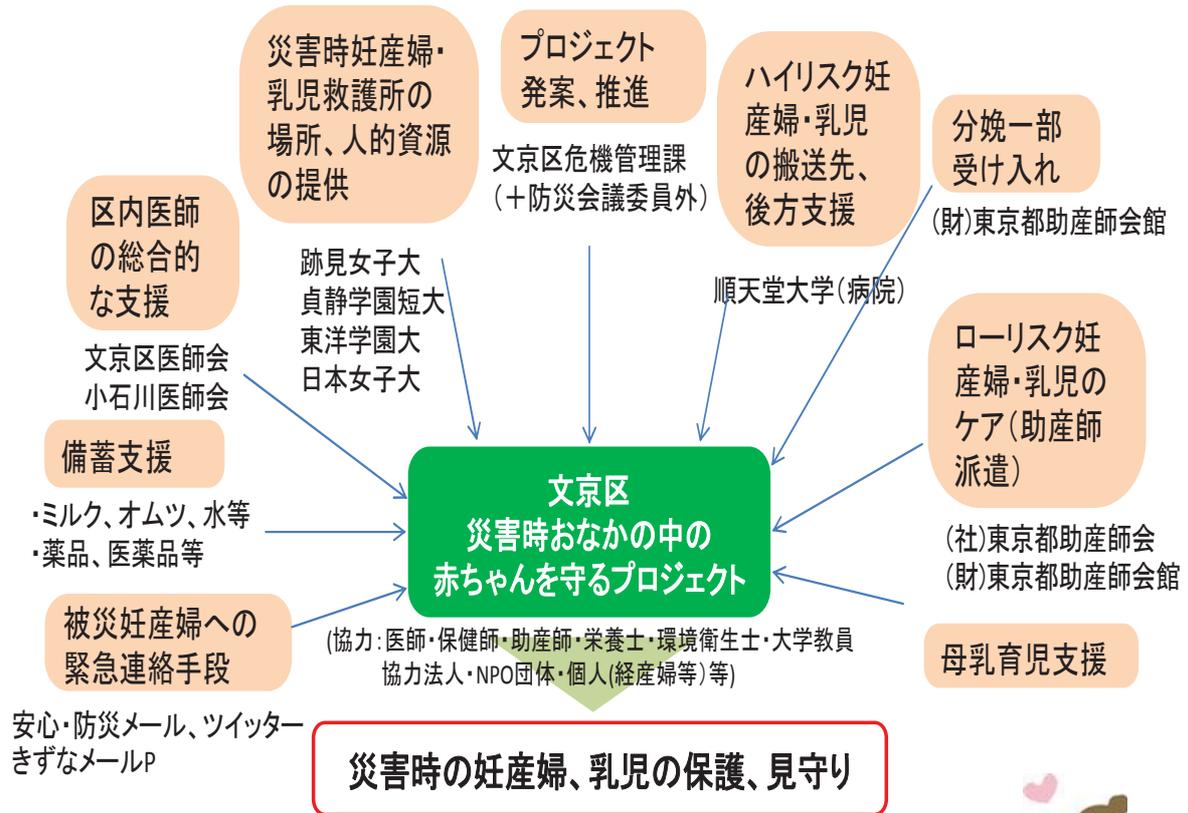


## 文京区の取組事例

## 災害時おなかの中の赤ちゃんを守るプロジェクト —イメージ図—



- 災害時おなかの中の赤ちゃんを守るネットワークを構築する！
- 明日災害が来ても安心して未来の子どもたちを産める文京区！
- 災害弱者保護のため、全国に文京区パッケージを提言し広めていく。



(2013. 2. 14現在 危機管理課)

## 災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人貞静学園貞静学園短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

### （協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

### （母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

### （開設期間）

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

### （原状回復）

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

### （防災訓練の協力）

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

乙 東京都文京区小日向一丁目26番13号  
学校法人貞静学園  
貞静学園短期大学  
代表者学長奥明子

## 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都助産師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。

（妊産婦等支援計画の策定及び提出）

第3条 乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条第2項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師複数名とする。

（妊産婦等支援班の業務）

第4条 妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。ただし必要に応じ医師等と協力して行うものとする。

- (1) 母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
- (2) 妊産婦等に対する心身のケア
- (3) 助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設（以下「後方医療施設等」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

（指揮命令）

第5条 妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（妊産婦等支援班の輸送）

第6条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。

（助産院等への受入要請）

第7条 母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

（医療費）

第8条 母子救護所等における医療費は、無料とする。

(防災訓練の協力)

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(経費負担等)

第10条 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
  - (2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費
- 2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害補償)

第11条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

(連絡体制の整備)

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長成澤廣修

東京都文京区音羽一丁目19番18号  
乙 一般社団法人東京都助産師会  
代表者 代表理事石村あさ子

## 災害時妊産婦・乳児救護所に必要な備蓄品リスト

※優先度…助産師会が設定。高い順に、◎→○→△となる。

※25年度当初…25年度当初予算に計上しているもの。

※近年中…25年度当初予算ではないものの、配備予定であるもの。

※検討中…購入の是非について検討中であるもの。

※配備しない…現在、購入する予定のないもの。

分娩セット①	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 分娩シート	◎	●			
	2 胎盤受けシート	◎	●			
	3 ディスポ膿盆 大	◎	●			
	4 ガーゼ	◎	●			
	5 カット綿	◎	●			
	6 臍帯クリップ	◎	●			
	7 はさみ	◎	●			
	8 ゴム手袋 7号	◎	●			
	9 ディスポガウン	◎	●			
	10 ディスポ脚袋	○	●			

分娩セット②	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 大人用紙おむつ	◎	●			
	2 オサンパット L	◎	●			
	3 オサンパット M	◎	●			
	4 生理用ナプキン(ナイト用)	◎	●			
	5 生理用ナプキン(レギュラー)	◎	●			
	6 アルコール綿	◎	●			
	7 携帯ビデ	○			●	
	8 新生児用紙おむつ	◎		●		
	9 新生児用肌着	◎			●	
	10 おしりふき	○	●			
	11 綿棒	○	●			
	12 バスタオル	○	●			
	13 フェイスタオル	○	●			
	14 晒布	○	●			
	15 臍帯箱	△				●
16 収納容器	◎	●				

分娩用備品	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 超音波ドプラー	◎	●			
	2 体重計	◎	●			
	3 聴診器	◎	●			
	4 血圧計	◎	●			
	5 体温計	◎	●			
	6 メジャー	◎	●			

処置器具①	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 羊水吸引用カテーテル	○	●			
	2 導尿用カテーテル	○	●			
	3 ヘルフクレンメ	◎	●			
	4 アルコール消毒剤	◎	●			
5 湯たんぽ	◎			●		

処置器具②	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 滅菌ゴム手袋	◎	●			
	2 滅菌ガーゼ	◎	●			
	3 はさみ	◎	●			
	4 ポアテープ	◎	●			
	5 アルコール綿	◎	●			
	6 サランラップ	○			●	
	7 ゴミ袋	◎			●	
8 使い捨てマスク	◎			●		

処置器具③	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない
	1 輸液セット	◎	●			
	2 三方活栓付延長チューブ	◎	●			
	3 サーフロー20G	◎	●			
	4 針固定用テープ	○	●			
	5 針付注射器	◎	●			
	6 腔鏡	○	●			
	7 鑷子	○	●			
	8 酸素ボンベ(架台含む)	◎	●			
	9 酸素マスク(成人用・新生児用)	◎	●			
10 アンビューバック(成人用・新生児用)	◎	●				

医薬品	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない	
	1	アトニン・メテナリン	◎	●			
	2	輸液用製剤	◎	●			
	3	K2シロップ	◎	●			
	4	点眼用抗生剤	○	●			
	5	鉄分補給用ゼリー	△	●			
	6	消毒液	◎	●			
	7	BTB検査用紙またはリトマス試験紙	◎		●		
	8	懐中電灯			●		
	9	電池			●		
10	飲料水					●	

紙おむつ	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない	
	2	おしり拭き	◎	●			
	3	手洗い石鹸または手指消毒剤	◎			●	
	4	使い捨て手袋	○			●	
	5	使い捨てマスク	◎			●	
	6	ごみ袋	◎		●		

授乳関係	品名	優先度	25年度当初	近年中	検討中	配備しない	
	1	ガーゼタオル	◎				
	2	「改訂版 だれでもできる母乳育児」	○				
	3	母乳に関するインフォメーションシート	○				
	4	災害時の母乳育児相談—援助者のための手引き	○				
	5	粉ミルク(アレルギー対応含む)	◎	●			
	6	飲料水	◎	●			
	7	蓋付きの小さな鍋	◎		●		
	8	やかん	◎		●		
	9	カセットコンロ	◎		●		
	10	カセットボンベ	◎		●		
	11	割り箸	◎		●		
	12	計量カップ	◎		●		
	13	紙コップ	◎		●		
	14	ペーパータオル	◎		●		
	15	洗剤	◎		●		
	16	手洗い石鹸または手指消毒剤	◎		●		
	17	大きな保存容器(蓋付き)	○				●
18	混合栄養で育てているお母さんへの説明シート	○				●	

# 妊産婦・乳児救護所 災害時用備蓄配備内容一覧

非常食	種類
	粉ミルク(普通)
	粉ミルク(アレルギー)
	粉ミルク用水
	妊産婦用食糧
	妊産婦用水

## レスキューフーズ1日セット(保存年限3年)

3食分の食事がセットになっている。  
レトルト形式で、機材を使わずに加熱でき、食べることができる。



備蓄資器材	種類
	トイレセット
	子ども用オムツ(S)
	子ども用オムツ(L)
	ウエットティッシュ
	ほ乳瓶
	モンダミン
	毛布
	エアーマット
	給水袋(30)
	分娩セット1
	分娩セット2
	超音波ドプラ
	体重計
	聴診器
	血圧計
	メジャー
	酸素ボンベセット
	アンビューバック
	体温計
	処置器具セット1
	処置器具セット2
薬剤セット	

## 分娩セット1

緊急分娩に備え、処置に使う消耗品を1セットごとに箱にまとめて配備。  
\* 分娩シート 胎盤受けシート ディスポ膿盆 大 ガーゼ カット綿 臍帯クリップ はさみ ゴム手袋 7号 ディスポガウン ディスポ脚袋

## 分娩セット2

緊急分娩後、産婦や新生児が使う消耗品を1セットごとに箱にまとめて配備。  
\* 大人用紙おむつ Lオサンパット Lオサンパット M生理用ナプキン(夜用) 生理用ナプキン(普通用) アルコール綿 新生児用肌着 綿棒 バスタオル フェイスタオル 晒布

## 処置器具セット1

緊急分娩時に使用する医療器具を1セットごとに箱にまとめて配備。  
\* 羊水吸引用カテーテル 導尿用カテーテル ヘルフクレンメ アルコール消毒剤 滅菌ゴム手袋 滅菌ガーゼ はさみ ポアテープ アルコール綿

## 薬剤セット

緊急分娩時、またはその処置後に必要な薬剤等を箱に入れて配備。  
\* アトニン・メテナリン 輸液用製剤 K2シロップ 点眼用抗生剤 鉄分補給用ゼリー 消毒液

## 処置器具セット2

緊急分娩時に使用する医療器具を1セットごとに箱にまとめて配備。  
\* 輸液セット 三方活栓付延長チューブ サーフロー20G 針固定用テープ 針付注射器 腔鏡 セッシ

